

会津若松商工会議所青年部ソーシャルメディアポリシー

会津若松商工会議所青年部（以下「当青年部」という。）は、当青年部が運営するソーシャルメディア（ホームページ、Facebook、YouTube、Instagram、X（旧Twitter）など）の利用にあたり、関係法令等を遵守するとともに、ソーシャルメディアは一度公開した情報は完全に削除することが困難であること、全世界に発信されるものであることなどの特性を理解した上で、良識ある行動を心掛けます。

1. 行動原則

- （１）当青年部の活動や想いをより多くの人に知っていただくとともに、当青年部への信頼とブランド価値を高めるというソーシャルメディア参加の目的を自覚します。
- （２）法令および当青年部の各規程を遵守します。
- （３）発信する情報は正確に記述し、内容に誤解を招かないよう十分留意します。
- （４）次に掲げる情報は発信しません。
 - ① 法律、法令等に違反するもの
 - ② 著作権、商標権、肖像権など第三者の知的財産権を侵害するもの
 - ③ 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
 - ④ 当青年部の主旨・目的に沿わない活動、広告・宣伝、勧誘、政治・宗教活動、その他営利を目的とするもの
 - ⑤ 人種・思想・信条等の差別または差別を助長させるもの
 - ⑥ 公序良俗に反するもの
 - ⑦ 虚偽や事実と異なる内容および噂や噂を助長させるもの
 - ⑧ 本人の承諾なく個人情報进行特定・開示・漏洩するもの
 - ⑨ 有害なプログラム
 - ⑩ わいせつな表現を含む不適切な内容を含むもの
 - ⑪ その他、当青年部が不適切と判断したもの
- （５）万が一、前記（４）に該当する情報を発信した場合は、速やかにお詫びと訂正を行います。

2. 当青年部メンバーに求めること

当青年部メンバーは、本ポリシーを理解し、自社のホームページにも同じ内容を掲載できるような節度ある内容、態度でソーシャルメディアに参加し、情報発信及びコミュニケーションに臨むことを求めます。

【令和６（２０２４）年５月・８日制定】